

旅行業法登録申請関係手続きチャート



令和8年4月1日より旅行業法関係手数料が、いろいろな方法で納付できるようになります。

旅行業法の登録申請手続きの流れについては、下記チャートをご確認ください。

【手数料納付（支払い）方法】

※納入通知書での納付のほか、オンライン決済（クレジット、PayPay、ペイジー）での納付が可能です。

※従来の納付方法である収入証紙は令和8年3月末に販売中止となります。ご購入された未使用の収入証紙は、令和8年9月末まで利用できます。

※各申請手続きの必要書類は、島根県のホームページ（下記URL）に掲載していますので、ご確認ください。

旅行業法関係登録申請関係手続き（チャート） ※R8年4月1日以降



(申請者)
事業者または個人



島根県観光振興課

- ① 希望の登録手続きについて、書類を一式観光振興課へ提出する。

提出の際に希望の納付方法を伝える。

（納入通知書、オンライン決済、収入証紙※）

※令和8年3月末販売中止。利用は令和8年9月末まで可能。

※収入証紙での納付を希望の場合は、書類とともに観光振興課へお持ちください。

“納入通知書”での納付を希望する場合

期間の目安
3～5
開庁日

- ② 納入通知書が届き次第、14日以内に支払いを行う。
その後、支払済証（写し）を県へ提出。
※メール添付提出でも可

支払確認後
審査完了まで
約1か月程度

通知受理

登録完了！

申請書の情報を元に納入通知書発行、郵送
※納入通知書はできるだけ早めに発行いたしますが、
郵送の都合上到着まで数日かかる可能性があります。あらかじめ、ご了承ください。

支払が確認でき次第、審査開始

“オンライン決済”での納付を希望する場合

（クレジット、Pay-easy（ペイジー）、PayPay対応）

期間の目安
1～3
開庁日

- ② 指定のURLより、基本情報を登録し、支払申請を行う。
③ 支払依頼のメールを受信。
URLをクリックし、14日以内に希望の支払い方法で手続きを行う。

支払確認後
審査完了まで
約1か月程度

通知受理

登録完了！

しまね電子申請サービス内の旅行業支払い専用のURLをメールにて案内

システムにて申請承認後、支払依頼をする。

事業者が支払ったと同時に、
システムに支払済が表示される。
支払が確認でき次第、審査開始。

※本手続きでの窓口での現金払いはできません。また支払い方法の併用はできませんので、ご了承ください。
※現在対応可能なクレジットは、VISA、Master、American Express、Diners Clubの4種類です。

【問い合わせ先】ご不明な点等あれば、お気軽にご連絡ください。

島根県観光振興課観光企画係 TEL 0852-22-5292 E-mail kankou@pref.shimane.lg.jp

島根県HP（旅行業法関係） 島根県 旅行業 検索

<https://www.pref.shimane.lg.jp/tourism/tourist/kankou/ryokogyo/ryokougyou.htm>

島根県観光キャラクター
『しまねっこ』

